

6清共四中発第96号
令和7年3月5日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第四中学校
校長名 中 西 規 人

令和7年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ・生徒の困り感を的確に把握するとともに、自身の特性を理解させ、丁寧に寄り添いながら改善・克服のための手立てを講じ、自立して社会で生きて行くための力を身に付けさせる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒一人一人の教育的ニーズに合わせて長所を伸ばし、自己肯定感を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う。
- ・在籍学級、家庭及び医療機関等との連携を密にし、特別支援委員会を中心に、指導・支援の内容や方法について共通理解を図りながら生徒に関わる。
- ・生徒一人一人の特性を把握し、教育課程や個別指導計画等で適切な目標設定を行い、目標達成による早期退室を目指す。

3 指導の重点

- ・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて個別指導と小集団指導を効果的に行い、社会生活で必要となる基礎的なコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・生徒の認知の特性に応じて指導方法を工夫し、生徒自身が理解しやすい学習方法を日常生活で実践できるようにする。
- ・生徒が自分の良さに気付き、長所を生かして苦手なことに対応する力を身に付けさせ、自己有用感を高められるようにする。

4 その他の配慮事項

- ・連絡帳ファイルを、在籍学級の担任から家庭へと受け渡し、指導内容や連絡事項を共有する。また、年3回在籍学級の担任が同席する保護者面談を行い、情報共有の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーや巡回心理士と連携し、個の特性や実態に応じた授業内容や支援方法に関する専門的な助言を基に、指導・支援の改善を図る。